

第4章 組合規約及び規則等

1. 八戸地域広域市町村圏事務組合規約

(昭和 46 年 4 月 1 日県指令第 1803 号)

変更	昭和47年11月18日県指令第5695号	昭和49年7月18日県指令第4438号
	昭和53年1月17日県指令第 122号	昭和55年10月29日県指令第5652号
	平成3年2月1日県指令第 441号	平成4年9月1日県指令第3383号
	平成10年3月6日県指令第 648号	平成11年3月3日県指令第 685号
	平成12年3月30日県指令第1078号	平成16年6月15日県指令第1434号
	平成17年3月18日県指令第 664号	平成17年10月31日県指令第2808号
	平成18年1月12日県指令第 61号	平成19年2月15日県指令第 301号
	平成20年1月10日県指令第 32号	平成20年3月25日県指令第 648号
	平成23年1月24日県指令第 94号	平成25年4月1日県指令第 906号
	平成29年5月22日県指令第1309号	

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、八戸地域広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町村)

第2条 組合は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合の共同処理する事務は、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に掲げる関係市町村に係る事務とする。

1 消防（消防団事務を除く。）に関する事務	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
3 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護認定審査会に関する事務	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
4 し尿処理施設に関する事務	八戸市、階上町、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）
5 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務	八戸市、階上町、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）
6 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく事務	八戸市、階上町、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）
7 浄化槽の清掃を業とする者に関する浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく事務	八戸市、階上町、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）
8 ごみ焼却施設の設置及び管理に関する事務	八戸市、階上町、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）
9 リサイクルプラザの設置及び管理に関する事務	八戸市、階上町、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、八戸市内丸一丁目1番1号に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、30人とし、関係市町村の組合議員の選出区分は、八戸市は16人とし、町村は各2人とする。

2 組合議員は、関係市町村の長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条の規定による長の職務代理者を含む。以下同じ。）及び関係市町村の議会において選挙された議員をもってこれに充てる。

3 前項の規定にかかわらず、第8条第2項の規定により関係市町村の長が管理者又は副管理者に選任された当該関係市町村にあっては、その組合議員は、当該関係市町村の副市町村長又は当該関係市町村の長の指定する職員及び当該関係市町村の議会において選挙された議員をもってこれに充てる。ただし、関係市町村の長が管理者に選任された当該関係市町村にあっては、当該関係市町村の議会において選挙された議員のみをもって組合議員に充てることができるものとする。

4 組合議員の任期は、関係市町村の長、副市町村長又は議会の議員である者にあっては当該長、副市町村長又は議会の議員としての任期によるものとし、関係市町村の長の指定する職員である者にあってはその指定の日からその指定を解かれる日までの期間とする。

5 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第6条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。

(特別議決)

第7条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものに議決については、当該事件に関する市町村から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席組合議員の過半数でこれを決する。

第3章 組合の執行機関

(管理者、副管理者及び会計管理者)

第8条 組合に管理者1人、副管理者3人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、関係市町村の長の互選による。ただし、副管理者のうち1人は、管理者の属する関係市町村の副市町村長を充てる。

3 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市町村の長又は副市町村長としての任期による。

4 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。

(職員)

第9条 前条に定める者を除くほか、組合に必要な職員を置く。

(監査委員)

第 10 条 組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者の中から各 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員の中から選任される者にあっては組合議員としての任期によるものとし、識見を有する者の中から選任される者にあっては 4 年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

第 4 章 組合の経費

(組合の経費の支弁方法)

第 11 条 組合の経費は、組合財産から生ずる収入、関係市町村の負担金、補助金、借入金その他の収入をもって支弁する。

- 2 前項の関係市町村の負担金の負担割合は、組合の議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号に規定する事務は、昭和 46 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 11 月 18 日県指令第 5695 号)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 7 月 18 日県指令第 4438 号)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 1 月 17 日県指令第 122 号)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 10 月 29 日県指令第 5652 号)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成 3 年 2 月 1 日県指令第 441 号)

- 1 この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

2 八戸地域広域市町村圏事務組合は、平成 3 年 1 月 31 日限り解散する八戸地区環境整備組合の事務を承継する。

附 則 (平成 4 年 9 月 1 日県指令第 3383 号)

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 6 日県指令第 648 号)

この規約は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 3 日県指令第 685 号)

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 30 日県指令第 1078 号)

この規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 6 月 15 日県指令第 1434 号)

この規約は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 18 日県指令第 664 号）

この規約は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 31 日県指令第 2808 号）

この規約は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 12 日県指令第 61 号）

この規約は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 15 日県指令第 301 号）

1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、変更後の第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定は適用せず、変更前の第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 20 年 1 月 10 日県指令第 32 号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日県指令第 648 号）

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 24 日県指令第 94 号）

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日県指令第 906 号）

この規約は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 22 日県指令第 1309 号）

1 この規約中第 1 条及び次項の規定は平成 29 年 11 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定の施行の日前に行われた八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する青森県からの助成金に相当する額の処分についての青森県の承認は、同条の規定による改正後の八戸地域広域市町村圏事務組合規約第 13 条ただし書の青森県の承認とみなす。

2. 八戸地域広域市町村圏事務組合負担金条例

(昭和46年7月1日条例第27号)

改正	昭和47年4月1日条例第2号	昭和49年7月18日条例第5号
	昭和52年3月30日条例第1号	昭和52年9月20日条例第5号
	昭和56年3月30日条例第1号	平成3年2月1日条例第6号
	平成4年9月1日条例第7号	平成10年3月31日条例第2号
	平成11年3月31日条例第2号	平成11年12月27日条例第9号
	平成16年6月30日条例第6号	平成17年3月30日条例第1号
	平成17年12月28日条例第9号	平成17年12月28日条例第10号
	平成19年9月28日条例第7号	平成20年3月31日条例第4号
	平成23年3月31日条例第5号	令和元年9月30日条例第3号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、八戸地域広域市町村圏事務組合規約（以下「組合規約」という。）第11条に規定する組合関係市町村の負担金（以下「負担金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の算定)

第2条 組合関係市町村の負担金の算定方法は、別表第1から別表第4までに掲げるとおりとする。

2 前項に掲げるもののほか、次に掲げる費用は、当該組合関係市町村が負担しなければならない。

- (1) 庁舎、水利その他特別の施設の設置に係る費用
- (2) し尿処理施設の管理運営その他し尿処理に関する業務に係るものとして別表第5により算定した費用
- (3) ごみ焼却施設の管理運営及び設置に係るものとして別表第6により算定した費用
- (4) リサイクルプラザの管理運営及び設置に係るものとして別表第7により算定した費用
- (5) その他管理者が組合関係市町村の長と協議して定めるものの費用

(負担金の納入方法)

第3条 前条の負担金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月にそれぞれ管理者が発行する納入通知書により納入するものとする。

- (1) 別表第1、別表第2、別表第4、別表第5、別表第6ア及び別表第7アに掲げる負担金 4月、7月、10月、1月及び3月の各月
- (2) 別表第3に掲げる負担金のうち消防事業に係るもの 毎月
- (3) 前2号に掲げる負担金以外の負担金 管理者が当該組合関係市町村の長と協議して定める月

(決算残額の措置)

第4条 各年度において、当該業務執行に係る予算に残額を生じた場合は、これを翌年

度における各市町村の負担金に充当するものとする。この場合において、組合管理者は、各市町村別の繰越負担金計算書を当該年度の決算終了後速やかに関係市町村長に報告しなければならない。

(委任事項)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

以下 し尿、ごみ焼却施設及びリサイクルプラザ関係のみ抜粋

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 5 第2条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に南郷村の区域の全部を編入した八戸市の平成16年度分の負担金の額は同市及び同村の合併がなかったものとして同項の規定によりそれぞれ算定した負担金の額を合算した額（以下この項において「負担金合算額」という。）から同日前までに同村が納付した当該年度分の負担金の額を控除した額とし、同村の同年度分の負担金の額は当該納付した額とし、同市の平成17年度以降の年度分の負担金の額は、令和2年度までの間、負担金合算額とする。
- 6 第2条第1項の規定にかかわらず、平成18年1月1日に名川町、南部町及び福地村（以下この項において「旧3町村」という。）の合併により新設された南部町（以下この項において「新南部町」という。）の平成17年度分の負担金の額は当該合併がなかったものとして同項の規定によりそれぞれ算定した負担金の額を合算した額（以下この項において「負担金合算額」という。）から同日前までに旧3町村が納付した当該年度分の負担金の額を控除した額とし、旧3町村の同年度分の負担金の額は当該納付した額とし、新南部町の平成18年度以降の年度分の負担金の額は、令和2年度までの間、負担金合算額とする。
- 7 第2条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月1日に百石町及び下田町（以下この項において「旧2町」という。）の合併により新設されたおいらせ町の平成17年度分の負担金の額は当該合併がなかったものとして同項の規定によりそれぞれ算定した負担金の額を合算した額（以下この項において「負担金合算額」という。）から同日前までに旧2町が納付した当該年度分の負担金の額を控除した額とし、旧2町の同年度分の負担金の額は当該納付した額とし、おいらせ町の平成18年度以降の年度分の負担金の額は、令和2年度までの間、負担金合算額とする。
- 8 平成17年度の当該業務執行に係る予算に決算残額を生じた場合において、当該残額のうち百石町が同年度に納付した第2条第2項第3号から第5号までに掲げる費用の額に係るものについては、第4条の規定にかかわらず、おいらせ町に還付するものとする。

附則別表 省略

別表第1から4 省略

別表第5 (第2条関係)

(当該年度総事業費－当該年度歳入見込額) × 当該市町の人口／関係市町の人口の
合計

- 備考 1 総事業費とは、し尿処理に関する業務に要する費用の総額をいう。
- 2 歳入見込額とは、負担金以外の歳入(国庫補助金、起債、手数料等の収入)をいう。
- 3 人口とは、最新の国勢調査人口をいう。
- 4 関係市町とは、八戸市、階上町及び南部町(合併前の福地村の区域に限る。)をいう。

別表第6 (第2条関係)

ア 管理運営費

(当該年度総事業費－当該年度歳入見込額) × 当該市町の人口／関係市町の人口の
合計

- 備考 1 総事業費とは、ごみ焼却施設の管理運営に要する費用の総額をいう。
- 2 歳入見込額とは、負担金以外の歳入(国庫補助金、起債、手数料等の収入)をいう。
- 3 人口とは、最新の国勢調査人口をいう。
- 4 関係市町とは、八戸市、階上町及び南部町(合併前の福地村の区域に限る。)をいう。

イ 建設費

(当該年度総事業費－当該年度歳入見込額) × 当該市町のごみ予測量／関係市町の
ごみ予測量の合計

- 備考 1 総事業費とは、ごみ焼却施設の設置に要する費用の総額をいう。
- 2 歳入見込額とは、負担金以外の歳入(国庫補助金、起債等の収入)をいう。
- 3 ごみ予測量とは、工場建設時における計画目標年次での焼却対象ごみの量(予測値)をいう。
- 4 関係市町とは、八戸市、階上町及び南部町(合併前の福地村の区域に限る。)をいう。

別表第7 (第2条関係)

ア 管理運営費

(当該年度総事業費－当該年度歳入見込額) × (当該市町のごみ処理量／関係市町
のごみ処理量の合計 + 当該市町の標準財政規模／関係市町の標準財政規模の合計)
× 1／2

- 備考 1 総事業費とは、リサイクルプラザの管理運営に要する費用の総額をいう。
- 2 歳入見込額とは、負担金以外の歳入(国庫補助金、起債、手数料等の収入)をいう。

入) をいう。

- 3 ごみ処理量及び標準財政規模については、平成 14 年度以降 3 年度ごとに見直しをするものとする。
- 4 ごみ処理量とは、平成 11 年度から平成 13 年度にあってはリサイクルプラザ建設時における計画目標年次（平成 18 年度）の処理対象ごみ量（予測値）を、平成 14 年度以降にあっては 3 年度ごとの見直しに係る期間の初年度の前々年度の処理対象ごみ量（実績値）をいう。
- 5 標準財政規模とは、平成 11 年度から平成 13 年度にあっては平成 8 年度における、平成 14 年度以降にあっては 3 年度ごとの見直しに係る期間の初年度の前々年度における標準財政規模（南部町にあっては、標準財政規模の額に、合併前の福地村の区域における人口（当該前々年度の 9 月末日現在の住民基本台帳人口をいう。以下この項において同じ。）が同町の人口に占める割合を乗じて得た額）をいう。
- 6 関係市町とは、八戸市、階上町及び南部町（合併前の福地村の区域に限る。）をいう。

イ 建設費

(当該年度総事業費 - 当該年度歳入見込額) × (当該市町のごみ予測量／関係市町のごみ予測量の合計 + 当該市町の標準財政規模／関係市町の標準財政規模の合計) × 1 / 2

- 備考
- 1 総事業費とは、リサイクルプラザの設置に要する費用の総額をいう。
 - 2 歳入見込額とは、負担金以外の歳入（国庫補助金、起債等の収入）をいう。
 - 3 ごみ予測量とは、リサイクルプラザ建設時における計画目標年次での処理対象ごみの量（予測値）をいう。
 - 4 標準財政規模とは、平成 8 年度の地方交付税法第 10 条の規定により算定した普通交付税の額、同法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん課与税、自動車重量課与税、航空機燃料課与税、地方道路課与税及び交通安全対策特別交付金の収入額を控除した額の 75 分の 100 に相当する額並びに当該特別とん課与税、自動車重量課与税、航空機燃料課与税、地方道路課与税及び交通安全対策特別交付金の収入額の合算額をいう。
 - 5 関係市町とは、八戸市、階上町及び南部町（合併前の福地村の区域に限る。）をいう。

3. 八戸地域広域市町村圏事務組合手数料条例

(昭和 46 年 7 月 1 日条例第 22 号)

改正	昭和 46 年 12 月 10 日条例第 29 号	昭和 49 年 10 月 14 日条例第 7 号
	昭和 51 年 3 月 30 日条例第 3 号	昭和 52 年 3 月 30 日条例第 4 号
	昭和 57 年 3 月 29 日条例第 2 号	平成 2 年 4 月 1 日条例第 7 号
	平成 3 年 2 月 1 日条例第 7 号	平成 6 年 12 月 27 日条例第 5 号
	平成 12 年 3 月 30 日条例第 2 号	平成 17 年 3 月 31 日条例第 5 号
	平成 20 年 3 月 31 日条例第 6 号	平成 22 年 3 月 31 日条例第 4 号
	平成 22 年 9 月 30 日条例第 7 号	平成 24 年 3 月 29 日条例第 1 号
	平成 26 年 3 月 28 日条例第 2 号	平成 30 年 3 月 29 日条例第 3 号
	平成 30 年 10 月 12 日条例第 4 号	令和 元年 9 月 30 日条例第 7 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき徴収する手数料

（以下「手数料」という。）は、この条例に定めるところによる。

(手数料の種類及び金額)

第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

- (1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づく検査等 別表第 1 に定める額
- (2) 八戸地域広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和 46 年八戸地域広域市町村圏事務組合条例第 8 号）の規定に基づく検査 別表第 2 に定める額
- (3) 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく検査 別表第 3 に定める額
- (4) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく火薬類（煙火に限る。）の消費に係る許可の申請 1 件 7,900 円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業許可申請 1 件 3,000 円
- (6) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請 1 件 1,500 円
- (7) 一般廃棄物処分業許可申請 1 件 3,000 円
- (8) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請 1 件 1,500 円
- (9) 凈化槽清掃業許可申請 1 件 3,000 円
- (10) 凈化槽清掃業許可証再交付申請 1 件 1,500 円
- (11) その他の証明 1 件 300 円

(手数料の減免)

第 3 条 管理者は、前条の規定にかかわらず、公の機関から申請があるとき、又は必要と認めるときは、手数料の徴収を減額し、又は免除することができる。

(手数料の徴収等)

第 4 条 手数料は、申請の際に徴収する。

2 既に徴収した手数料は還付しない。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 12 月 10 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 10 月 14 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 30 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 4 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、平成 2 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（平成 3 年 2 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 27 日条例第 5 号）

1 この条例は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日条例第 2 号）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 5 号）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日条例第 6 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 30 日条例第 7 号）

1 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について

適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 2 号）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日条例第 3 号）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 10 月 12 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日条例第 7 号）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表 省 略

4. 八戸地域広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例

(平成 24 年 12 月 28 日条例第 5 号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 21 条第 3 項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げる者
- (4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

5. 八戸地域広域市町村圏事務組合し尿処理施設条例

(平成3年2月1日条例第3号)

改正 平成21年3月26日条例第1号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、し尿の衛生的処理を図るためにし尿処理施設を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(し尿処理施設の名称及び位置)

第2条 し尿処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
八戸地域広域市町村圏事務組合	
八戸環境クリーンセンター	
第1処理場	八戸市八太郎六丁目9番44号
八戸地域広域市町村圏事務組合	
八戸環境クリーンセンター	
第2処理場	

(委任事項)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

6. 八戸地域広域市町村圏事務組合し尿処理施設条例施行規則

(平成3年2月1日規則第10号)

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、八戸地域広域市町村圏事務組合し尿処理施設条例(平成3年八戸地域広域市町村圏事務組合条例第3号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(八戸環境クリーンセンターの使用)

第2条 八戸地域広域市町村圏事務組合八戸環境クリーンセンターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条の規定による許可を受けた者及び管理者が必要と認める者に使用させる。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

7. 八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則

(平成3年2月1日規則第11号)

改正 平成4年1月30日規則第1号 平成5年5月18日規則第9号

平成6年3月1日規則第1号 平成13年3月30日規則第11号

平成16年1月30日規則第1号 平成17年3月31日規則第10号

平成30年10月12日規則第7号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定により組合が施行する清掃事業の能率的な運営を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請等)

第2条 廃掃法第7条第1項の規定によりし尿の収集運搬又は浄化槽の汚泥の収集運搬に係る一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、定款及び登記事項証明書）
- (2) 事業計画書
- (3) 事業用車両及び機材調書
- (4) 資産に関する証明書
- (5) 事務所、事業場、車庫建物等の図面及び附近見取図
- (6) 申請者が廃掃法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (7) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の申請書を受理した場合において、これを許可したときは、当該申請者に一般廃棄物収集運搬業許可証（別記第2号様式）を交付する。

(一般廃棄物処分業の許可申請等)

第3条 廃掃法第7条第6項の規定によりし尿の処分又は浄化槽の汚泥の処分に係る一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業（し尿又は浄化槽汚泥）許可（更新）申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、定款及び登記事項証明書）
- (2) 事業計画書
- (3) 施設及び設備調書
- (4) 資産に関する証明書
- (5) 事務所、事業場等の図面及び附近見取図
- (6) 申請者が廃掃法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

(7) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の申請書を受理した場合において、これを許可したときは、当該申請者に一般廃棄物処分業（し尿又は浄化槽汚泥）許可証（別記第4号様式）を交付する。

（一般廃棄物処理業に係る許可の更新手続）

第4条 廃掃法第7条第2項又は第7項の規定による許可の更新を受けようとする者は、当該許可期間満了の日の30日前までにそれぞれ第2条第1項又は前条第1項の規定の例により管理者に申請しなければならない。

（浄化槽清掃業の許可申請等）

第5条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可（更新）申請書（別記第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第2項第5号の規定により、前項の申請書に添付しなければならない書類は、第2条第1項第2号から第5号までに掲げるもののほか、必要に応じて管理者が別に定める。

3 管理者は、第1項の申請書を受理した場合において、これを許可したときは、当該申請者に浄化槽清掃業許可証（別記第6号様式）を交付する。

（許可証の再交付）

第6条 第2条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者、第3条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けた者及び前条第3項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下これらを「許可業者」という。）は、当該許可証を紛失し、又は毀損したときは、5日以内に一般廃棄物処理業（浄化槽清掃業）許可証再交付申請書（別記第7号様式）により管理者に申請して再交付を受けなければならない。

（許可証の返還）

第7条 許可業者は、当該許可に係る事業を廃止したとき、又は当該許可証の有効期間が満了し、若しくは許可取り消しの処分を受けたときは、10日以内（浄化槽清掃業の許可にあっては、30日以内）に当該許可証を管理者に返還しなければならない。

2 許可業者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人若しくは破産管財人は、直ちに（浄化槽清掃業の許可にあっては、30日以内に）当該許可証を管理者に返還しなければならない。

（廃業等の届出）

第8条 廃掃法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条若しくは第38条の規定による届出は、一般廃棄物処理業（浄化槽清掃業）廃業等届（別記第8号様式）により行うものとする。

（実績等の報告）

第9条 許可業者は、毎月の業務の実績を翌月10日までに管理者に報告しなければならない。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に八戸地区環境整備組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によりし尿収集運搬業又はし尿浄化槽清掃業の許可を受けている者は、それぞれこの規則の規定によりし尿の収集運搬に係る一般廃棄物処理業又はし尿浄化槽清掃業の許可を受けた者とみなす。

附 則 (平成4年1月30日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年5月18日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第11号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年1月30日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第10号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月12日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式 (第2条、第4条関係)

第2号様式 (第2条関係)

第3号様式 (第3条関係)

第4号様式 (第3条関係)

第5号様式 (第5条関係)

第6号様式 (第5条関係)

第7号様式 (第6条関係)

第8号様式 (第7条関係)

第1号様式(第2条、第4条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書

申請 年 月 日	
(あて先)八戸地域広域市町村圏事務組合管理者	
住 所 申請者 氏名又は名称 法人の場合は 代表者氏名 (印)	
業 种	し尿収集運搬 済化槽汚泥収集運搬
事業場の所在地	
収 集 運 搬 料 金	
車両の種類 及 び 台 数	
従 業 員 数	
添付書類	
1 住民票の写し (法人にあっては、定款及び登記事項証明書) 2 事業計画書 3 事業用車両及び機材調書 4 資産に関する証明書 5 事務所、事業場及び車庫建物の図面及び附近見取図 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでの いずれにも該当しない旨を記載した書類 7 その他管理者が必要と認める書類	
備 考	

第2号様式(第2条関係)

八戸地域広域市町村圏事務組合指令第 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

1 住 所

2 氏名又は名称

3 許可種類

4 許可期間 年 月 日 から 年 月 日まで

5 許可条件 別記のとおり

年 月 日

八戸地域広域市町村圏事務組合管理者

第3号様式(第3条関係)

一般廃棄物処分(し尿又は浄化槽汚泥)許可(更新)申請書

申請 年 月 日	
(あて先)八戸地域広域市町村圏事務組合管理者	
住 所 申請者 氏名又は名称 法人の場合は 代表者氏名 (印)	
業 種	一般廃棄物処分業(し尿又は浄化槽汚泥)
事業場の所在地	
従 業 員 数	
添付書類	
1 住民票の写し (法人にあっては、定款及び登記事項証明書) 2 事業計画書 3 施設及び設備調書 4 資産に関する証明書 5 事務所、事業場等の図面及び附近見取図 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでの いずれにも該当しない旨を記載した書類 7 その他管理者が必要と認める書類	
備 考	

第4号様式(第3条関係)

八戸地域広域市町村圏事務組合指令第 号

一般廃棄物処分業(し尿又は浄化槽汚泥)許可証

1 住 所

88

2 氏名又は名称

3 許可種類

4 許可期間 年 月 日 から 年 月 日まで

5 許可条件 別記のとおり

年 月 日

八戸地域広域市町村圏事務組合管理者

第5号様式(第5条関係)

浄化槽清掃業許可(更新)申請書

申請年月日	
(あて先)八戸地域広域市町村圏事務組合管理者	
住 所 申請者 氏名又は名称 法人の場合は 代表者氏名 (印)	
業 種	浄化槽清掃業
事業場の所在地	
清 掃 料 金	
車両の種類 及 び 台 数	
従 業 員 数	
添付書類	
<ul style="list-style-type: none">1 住民票の写し (法人にあっては、定款及び登記事項証明書)2 事業計画書3 事業用車両及び機材調書4 資産に関する証明書5 事務所、事業場及び車庫建物の図面及び附近見取図6 浄化槽法第36条第2号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類7 浄化槽法施行規則第11条第4号に規定する能力を有することを証明する書類	
備 考	

八戸地域広域市町村圏事務組合指令第 号

淨化槽清掃業許可証

1 住 所

2 氏名又は名称

3 許可種類

4 許可期間 年 月 日 から 年 月 日まで

5 許可条件 別記のとおり

年 月 日

八戸地域広域市町村圏事務組合管理者

第7号様式(第6条関係)

一般廃棄物収集運搬業

許可証再交付申請書

淨化槽清掃業

		申請年月日
(あて先)八戸地域広域市町村圏事務組合管理者		
住 所		
申請者	氏名又は名称 法人の場合は 代表者氏名	
		(印)
許可証の種類	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業(し尿 淨化槽汚泥) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業(し尿又は浄化槽汚泥) <input type="checkbox"/> 浄化槽清掃業	
指令令番号	八戸地域広域市町村圏事務組合指令第 号	
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
再交付申請の理由		
備 考		

第8号様式(第7条関係)

一般廃棄物収集運搬業
廃業等届
淨化槽清掃業

		申請年月日
(あて先)八戸地域広域市町村圏事務組合管理者		
住 所		
申請者	氏名又は名称 法人の場合は 代表者氏名	
		(印)
許可証の種類	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業(し尿 淨化槽汚泥) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業(し尿又は浄化槽汚泥) <input type="checkbox"/> 浄化槽清掃業	
指令番号	八戸地域広域市町村圏事務組合指令第 号	
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
届出事項		
廃止又は変更等をした年月日		
理由		
備考		

8. 八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例

(平成4年9月1日条例第8号)

改正	平成6年12月27日条例第6号	平成9年3月31日条例第3号
	平成12年3月30日条例第5号	平成17年3月30日条例第1号
	平成17年12月28日条例第9号	平成17年12月28日条例第10号
	平成18年9月29日条例第10号	平成24年12月28日条例第6号
	平成25年12月27日条例第5号	平成28年12月26日条例第12号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、組合が行う廃棄物の処分について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処分手数料)

第2条 一般廃棄物の処分について徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる一般廃棄物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 八戸清掃工場において焼却処分する家庭系可燃物 50キログラムまでごとに150円
 - (2) 八戸リサイクルプラザにおいて破碎処分等をする家庭系不燃物 50キログラムまでごとに150円
 - (3) 八戸清掃工場において焼却処分する事業系可燃物 50キログラムまでごとに460円
 - (4) 八戸リサイクルプラザにおいて破碎処分等をする事業系不燃物 50キログラムまでごとに460円
- 2 一般廃棄物収集運搬許可業者が八戸清掃工場又は八戸リサイクルプラザに搬入した家庭系可燃物又は家庭系不燃物を処分する場合における前項第1号及び第2号の規定の適用については、これらの規定中「150円」とあるのは「460円」とする。
 - 3 管理者は、災害により被害を受けた者その他管理者が特別の理由があると認める者については、前2項の手数料を減免することができる。

(産業廃棄物の処分)

第3条 法第11条第2項の規定に基づき組合が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処分することができる産業廃棄物であって、規則で定めるものとする。

(産業廃棄物処分費用)

第4条 法第13条第2項の規定に基づく産業廃棄物の処分について徴収する費用の額は、八戸清掃工場において焼却処分する可燃物にあっては50キログラムまでごとに460円、八戸リサイクルプラザにおいて破碎処分等をする不燃物にあっては50キログラムまでごとに460円とする。

(廃棄物の搬入方法)

第5条 一般廃棄物又は産業廃棄物を自ら清掃工場等へ搬入しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。ただし、八戸市、階上町又は南部町において、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者については、この限りでない。

(委任事項)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 27 日条例第 6 号）

- 1 この条例は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用について適用し、同日前に搬入された廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 3 号）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用について適用し、同日前に搬入された廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日条例第 5 号）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成 12 年 9 月 30 日までの間における改正後の第 2 条及び第 4 条の規定の適用については、これらの規定中「330 円」とあるのは「255 円」と、「290 円」とあるのは「224 円」とする。

附 則（平成 17 年 3 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 28 日条例第 9 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 28 日条例第 10 号抄）

この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日条例第 10 号）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用について適用する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日条例第 6 号）

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用について適用する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日条例第 5 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（後略）
(八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第 2 条の規定による改正後の八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例第 2 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処分に係る一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用について適用する。

附 則（平成 28 年 12 月 26 日条例第 12 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

9. 八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例施行規則

(平成4年9月1日規則第25号)

改正	平成7年6月1日規則第7号	平成9年3月31日規則第5号
	平成12年3月31日規則第2号	平成13年3月30日規則第12号
	平成13年10月26日規則第14号	平成14年3月29日規則第9号
	平成17年3月31日規則第11号	平成25年3月13日規則第1号
	平成26年3月11日規則第1号	平成29年1月17日規則第1号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物の処分に関する条例（平成4年八戸地域広域市町村圏事務組合条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(搬入ができない一般廃棄物)

第2条 土地又は建物の占有者（占有者がいる場合は、管理者とする。）は、八戸市、階上町及び南部町において定めるもののほか、次に掲げる一般廃棄物を組合の八戸清掃工場及び八戸リサイクルプラザ（以下「清掃工場等」という。）に搬入しないようにしなければならない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
 - (2) 危険性を有するもの
 - (3) 火気のあるもの
 - (4) 液体又ははなはだしい悪臭を出すもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処分業務又は清掃工場等の管理に支障を来すおそれがあるもの
- (組合が処分する産業廃棄物)

第3条 条例第3条の規定で定める産業廃棄物は、一般廃棄物と分別が困難な産業廃棄物その他管理者が特別の理由があると認める産業廃棄物とする。

(廃棄物の搬入許可申請等)

第4条 条例第5条の規定に基づき一般廃棄物又は産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）を自ら清掃工場等へ搬入しようとする者は、八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物搬入許可申請書（別記第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書を受理した場合においてこれを許可したときは、当該申請者に八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物搬入許可証（別記第2号様式。以下「搬入許可証」という。）を交付する。
- 3 前項の規定により廃棄物の搬入許可を受けた者（以下「廃棄物搬入者」という。）は、清掃工場等に廃棄物を搬入する際は搬入許可証を携帯し、係員にこれを提示しなければならない。

(廃棄物処分券)

第5条 管理者は、一般廃棄物処分手数料又は産業廃棄物処分費用（以下「処分手数料等」という。）を前納した者に、当該前納した額に応じ、八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物処分券（別記第3号様式。以下「廃棄物処分券」という。）を交付する。

- 2 廃棄物搬入者は、清掃工場等に廃棄物を搬入したときは、当該搬入した廃棄物の処分に係る処分手数料等又はその額に応ずる廃棄物処分券を係員に納付しなければならない。

(一般廃棄物処分手数料の減免)

第6条 条例第2条第3項の規定に基づき一般廃棄物処分手数料の減免を受けようとする者は、八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物処分手数料減免申請書（別記第4号様式）を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項の申請によりその減免を決定したときは、八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物処分手数料減免決定通知書（別記第5号様式）により当該申請者にその旨通知するものとする。

(処分手数料等の還付)

第7条 処分手数料等の還付を受けようとする者は、廃棄物処分券を添えてその旨管理者に申し出なければならない。

(算定の特例)

第8条 管理者は、処分しようとする廃棄物の重量を計量器により計量することができないときは、廃棄物の比重を可燃物にあっては0.16、不燃物にあっては0.3とみなし、その容量により当該廃棄物の重量を算出する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年6月1日規則第7号)

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第5号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第12号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年10月26日規則第14号)

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第11号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月13日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第3号様式の改正規定は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月11日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月17日規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

廃棄物の区分（家庭系・事業系）

八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物搬入許可申請書（新規・変更・更新）

		申請	年	月	日
(あて先) 八戸地域広域市町村圏事務組合管理者 搬入事業所名 電話 申請者 所在地 代表者氏名 印					
搬入廃棄物	廃棄物の種類と量	<input type="checkbox"/> 可燃物 <input type="checkbox"/> 不燃物	搬入量	kg／月	
	搬入回数	可燃物 不燃物	搬入回数 搬入回数	回／月・週・日 回／月・週・日	
排出者	事業所名				
	所在地				
	代表者名				
搬入期間 (3年以内)	年	月	日から	年	月
搬入場所	<input type="checkbox"/> 八戸清掃工場		<input type="checkbox"/> 八戸リサイクルプラザ		
飛散防止対策	シート・ネット・その他()				

※以下の欄は記入しないでください。

						第	号
						許可区分	番
上の申請を許可・不許可してよろしいか。 (理由) 許可 年 月 日							

第2号様式（第4条関係）

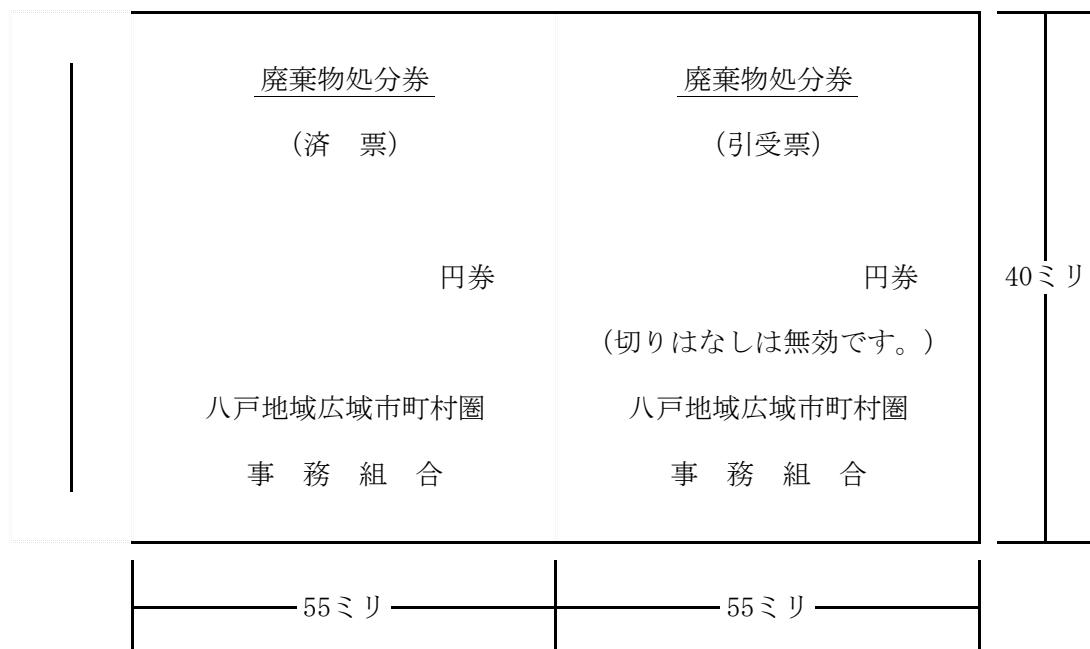
廃棄物の区分（家庭系・事業系）

八戸地域広域市町村圏事務組合廃棄物搬入許可証（新規・変更・更新）

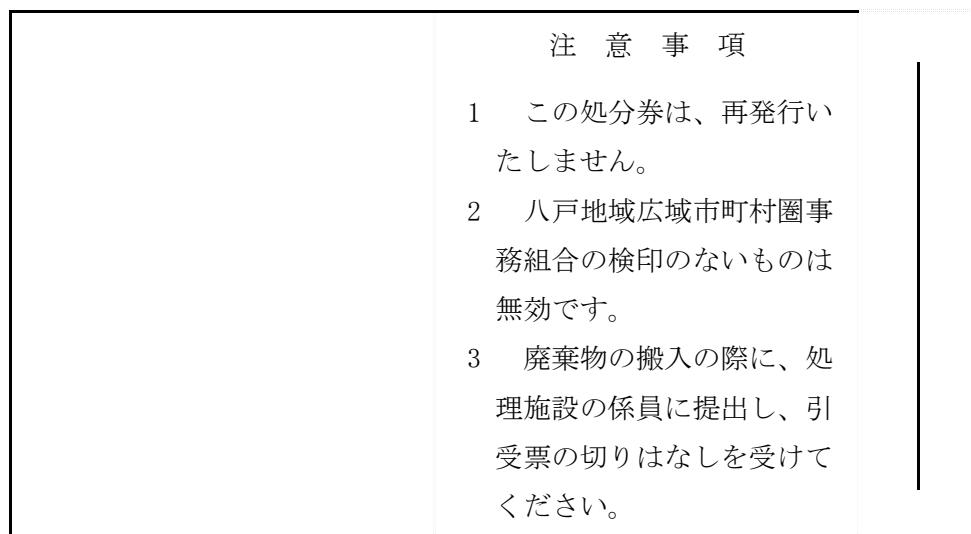
搬入事業所名					
電話					
申請者					
所在 地					
代表者氏名					
搬入 廃棄物	廃棄物の種類と量	<input type="checkbox"/> 可燃物	搬入量	kg／月	
		<input type="checkbox"/> 不燃物	搬入量	kg／月	
搬入回数		可燃物	搬入回数	回／月・週・日	
		不燃物	搬入回数	回／月・週・日	
排出者	事業所名				
	所在 地				
	代表者名				
搬入期間 (3年以内)	年 月 日から 年 月 日まで				
搬入場所	<input type="checkbox"/> 八戸清掃工場 <input type="checkbox"/> 八戸リサイクルプラザ				
飛散防止対策	シート・ネット・その他（ ）				
第 号 許可区分 番					
上記のとおり許可します。 年 月 日					
八戸地域広域市町村圏事務組合 管理者					
<input type="checkbox"/> 印					

第3号様式（第5条関係）

(表)



(裏)



備考

券の種類

460円券

第4号様式（第6条関係）

八戸地域広域市町村圏事務組合
一般廃棄物処分手数料減免申請書

		申請	年	月	日
(あて先) 八戸地域広域市町村圏事務組合管理者					
搬入事業所名					
申請者			電話		
所 在 地					
代表者氏名					印
搬 入 廃 棄 物 の 種 類 と 量	<input type="checkbox"/> 可燃物	搬入量	kg		
	<input type="checkbox"/> 不燃物	搬入量	kg		
減 免 金 額	円	うち	可燃物に係る額	円	
			不燃物に係る額	円	
搬 入 場 所	<input type="checkbox"/> 八戸清掃工場	<input type="checkbox"/> 八戸リサイクルプラザ			
搬 入 期 間	年 月	日から	年 月	日まで	
搬入車両及び回数	可燃物	トン車	回		
	不燃物	トン車	回		
理由					

※下の欄は記入しないでください。

上の一般廃棄物処分手数料の減免を決定してよろしいか。 (理由)					

第5号様式（第6条関係）

八戸地域広域市町村圏事務組合
一般廃棄物処分手数料減免決定通知書

搬入事業所名					
申請者			電話		
所在 地					
代表者氏名 様					
搬入廃棄物の種類と量	<input type="checkbox"/> 可燃物	搬入量	kg		
	<input type="checkbox"/> 不燃物	搬入量	kg		
減免金額	円	うち 可燃物に係る額 不燃物に係る額	円	円	
搬入場所	<input type="checkbox"/> 八戸清掃工場 <input type="checkbox"/> 八戸リサイクルプラザ				
搬入期間	年	月	日から	年	月 日まで
搬入車両及び回数	可燃物	トン車	回	不燃物	トン車
理由					

※下の欄は記入しないでください。

上のとおり一般廃棄物処分手数料の減免を決定します。					
年 月 日					
八戸地域広域市町村圏事務組合					
管理者					印

10. 八戸地域広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

(平成10年10月15日条例第4号)

改正 平成17年3月30日条例第1号 平成17年12月28日条例第9号
平成17年12月28日条例第10号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(報告書等の縦覧等の対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、当組合が設置し、又は変更する一般廃棄物処理施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設である焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「対象施設」という。）とする。

(報告書等の縦覧)

第3条 管理者は、報告書等の縦覧を行おうとするときは、縦覧の場所、期間のほか、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 対象施設の名称
- (2) 対象施設の設置場所
- (3) 対象施設の種類
- (4) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 対象施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 利害関係人は意見書を提出できる旨並びに意見書の提出先及び提出期限

2 報告書等の縦覧は、前項の規定による告示から1月間、次に掲げる場所で行うものとする。

- (1) 八戸地域広域市町村圏事務組合環境衛生部八戸清掃工場
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、管理者が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

(意見書の提出)

第4条 前条第1項の規定による告示があったときは、利害関係人は、同条第2項の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 八戸地域広域市町村圏事務組合環境衛生部八戸清掃工場

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所
(環境影響評価との関係)

第5条 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前2条に定める手続を経たものとみなす。
(他の市町村との協議)

第6条 管理者は、対象施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 対象施設を八戸市、階上町及び南部町（以下「関係市町」という。）以外の市町村の区域に設置するとき。
 - (2) 対象施設の敷地が関係市町以外の市町村の区域にわたるとき。
 - (3) 対象施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、関係市町の区域に属しない地域が含まれているとき。
- (委任事項)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第1号）

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第9号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第10号抄）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

11. 八戸地域広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則

(平成10年10月15日規則第6号)

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、八戸地域広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年八戸地域広域市町村圏事務組合条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の手続)

第2条 条例第3条第1項の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧者名簿（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第3条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第4条 条例第4条の意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

縦 覧 者 名 簿

1 施設の名称

2 施設の設置の場所

従 覧 日	氏 名	住 所
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

12. 八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ条例

(平成12年3月30日条例第4号)

改正 平成19年6月29日条例第5号 平成25年6月26日条例第2号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の減量、再資源化及び再利用を促進し、資源の有効活用を図るため、リサイクルプラザを設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(リサイクルプラザの名称及び位置)

第2条 リサイクルプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ

(2) 位置 八戸市大字櫛引字山田山1番地の1

(事業)

第3条 八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 廃棄物の減量、再資源化及び再利用（以下「廃棄物の減量等」という。）に対する住民意識の啓発に関すること。

(2) 廃棄物の減量等についての情報の収集及び提供に関すること。

(3) 廃棄物の減量等についての研修会等の開催に関すること。

(4) 不用品の再生及び廃棄物の再資源化に関すること。

(5) 再生品及び不用品の展示及び提供に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、プラザの設置目的を達成するため管理者が必要と認める事業

(使用の許可及び条件)

第4条 プラザを使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、プラザの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付けることができる。

(使用制限)

第5条 管理者は、プラザの使用が廃棄物の減量等に資するものでないと認められるとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

(1) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は、付属物を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) プラザの管理に支障があると認めるとき。

(4) 営業、宣伝その他これらに類する目的であると認めるとき。

(5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(6) その他管理者が不適当と認めるとき。

(使用条件の変更等)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の許可後前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。

(4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定（第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）により使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより第4条の規定に基づきプラザの使用許可を受けた者に損害を及ぼすことがあっても、組合はその賠償の責めを負わない。

（使用料）

第7条 プラザの使用料は、無料とする。

（目的外使用の禁止）

第8条 使用者は、プラザの施設又は付属設備を、その許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその権利を他に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

（秩序保持）

第9条 使用者は、プラザの秩序保持及び施設の良好な保全に努めなければならない。

（入場の拒否等）

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

(1) プラザの秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者

(2) 係員の指示に従わない者

(3) その他管理上入場を不適当と認める者

（使用者の原状回復義務）

第11条 使用者は、その使用を終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を現状に回復して返還しなければならない。ただし、第6条第1項第4号の場合において、管理者がその義務を免除したときは、この限りでない。

2 使用者が前項本文の規定による義務を履行しないときは、管理者がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

（損害賠償）

第12条 プラザの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、管理者の指示するところに従ってこれを現状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

（委任事項）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日条例第5号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日条例第5号）

この条例は、平成25年7月13日から施行する。

13. 八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ条例施行規則

(平成12年3月31日規則第1号)

改正 平成17年3月31日規則第12号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ条例（平成12年八戸地域広域市町村圏事務組合条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 八戸リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで
(プラザの使用)

第3条 条例第4条第1項の規定によりプラザの使用の許可を受けようとする者は、八戸リサイクルプラザ使用許可申請書（別記第1号様式）を使用開始期日前3日までに管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、八戸リサイクルプラザ使用許可書（別記第2号様式）を当該申請者に交付するものとする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第12号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

八戸リサイクルプラザ使用許可申請書

申請年月日
(あて先) 八戸地域広域市町村圏事務組合管理者
住 所 団体名 申請者 氏 名 電話番号 ()
使用目的
使用日時 年 月 日 (午前・午後 時) から 年 月 日 (午前・午後 時) まで
使用人員 人
使用する施設 <input type="checkbox"/> ふれあい工房 <input type="checkbox"/> 会議室 (1・2・3) <input type="checkbox"/> その他 ()
借用備品

第2号様式（第3条関係）

八戸リサイクルプラザ使用許可書

		許可 第 号	
		年 月 日	
申請者	住 所		
	団体名		
	氏 名		
	電話番号 ()		
下記のとおり使用を許可します。			
八戸地域広域市町村圏事務組合 管理者 印			
使用目的			
使用日時 年 月 日 (午前・午後 時) から 年 月 日 (午前・午後 時) まで			
使用人員 人			
使用する施設 <input type="checkbox"/> ふれあい工房 <input type="checkbox"/> 会議室 (1 · 2 · 3) <input type="checkbox"/> その他 ()			
借用備品			